

緊急時の組織的対応

別紙3

いじめの発見

観察・アンケート・相談・周囲の情報（疑われる情報、人間関係に関する悩みを含む）

情報を得た教職員の報告

保護者からの訴え

直ちに家庭訪問するなど誠実に対応

いじめは必ず報告！！

担任・学年主任・学部主事 → 教頭 → 校長

生徒指導部長・生徒指導主事

校内いじめ対策委員会の招集

校内いじめ対策委員会

情報集約（記録・整理）

共通理解

調査の方針・役割分担の決定

適時連絡 ※明らかになった事実、経緯を正確に伝える

保護者

適時連絡

県教育委員会

報告・支援（特別支援教育課、子ども安全支援室）

※**重大事態** 疑いも含めて早急に県教委に相談・報告

外部専門家・関係機関

事実確認

・過去の状況の確認（面談、アンケート等）

・事実の聞き取り（児童生徒への聞き取りは一斉）

被害児童生徒・加害児童生徒・周囲の児童生徒・保護者

連携

校内いじめ対策委員会

報告・事実関係の把握

いじめかどうかの判断

調査の方針・役割分担の決定

適時連絡 ※明らかになった事実、経緯を正確に伝える

保護者

適時連絡

県教育委員会

報告・支援（特別支援教育課、子ども安全支援室）

※全教職員の情報共有 職員会議等での報告

いじめ解消に向けた対応

被害児童生徒への支援

- ・安全・安心の確保
- ・心のケア
- ・活動の場の保証
- ・今後の対策を共に考える

加害児童生徒への指導・支援

- ・事実確認
- ・背景、要因の理解
- ・相手の苦痛を理解させる
- ※場合によって出席停止、懲戒

関係集団への対応

- ・自分の問題としての捉え
- ・望ましい人間関係づくり
- ・自己有用感のある集団づくり

被害児童生徒保護者への対応

- ・親身になって話を聞く
- ・苦痛に対する理解
- ・親子のコミュニケーションなどの協力を求める

加害児童生徒保護者への対応

- ・情報交換
- ・児童生徒や保護者の心情に配慮

※保護者へは複数で対応

解消に向けた継続指導

経過観察

再発防止

外部専門家、関係機関との緊密な連携

- ・いじめの解消・再発に向けた対応
- ・校内だけでは困難な事例への指導・助言

事態収束の判断

- ・いじめの行為が少なくとも3ヶ月止んでいる
- ・心身の苦痛を感じていない

新たな未然防止の取組（PDCAサイクルで検証）